

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

北九州市では、市民の学習活動を総合的に支援するため、平成10年度に「北九州市生涯学習推進構想」をまとめ、続いて「北九州市生涯学習推進計画」（平成14年度～17年度）、「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年度～22年度）、「北九州市生涯学習推進計画」（平成23年度～27年度）を定め、これらに基づき計画的に生涯学習事業を推進してきました。

また、都市公民館発祥の地と言われる本市では、地域における学習支援体制（中学校区に地域公民館を設置）を重視してきました。その実績を踏まえて、地域公民館を、住民の生涯学習活動、保健・福祉活動、コミュニティ活動等の地域のあらゆる活動の拠点である市民福祉センターとして再整備（概ね小学校区単位に市民福祉センターを設置）し、続いて住民活動の広がり、親しみを持てる名称を求める市民の声に応じて市民センターへの名称変更、市長事務部局の移管を行いました。このように、本市の生涯学習体制は変化してきました。

この間、市民の学習活動は、生きがいや心の豊かさ、新たな知識や技術などを獲得するための学習のみならず、社会の変化に伴うさまざまな課題に対応するための学習活動などの分野に着実に広がってきています。

しかしながら、市民を取り巻く社会環境は大きく変化しており、市民の価値観や公共サービスに対するニーズが多様化するなかで、成熟した市民社会を創造するためには、市民が社会の担い手として、地域社会の様々な組織や企業、行政と対等のパートナーシップを築き、協働していくことが重要になっています。

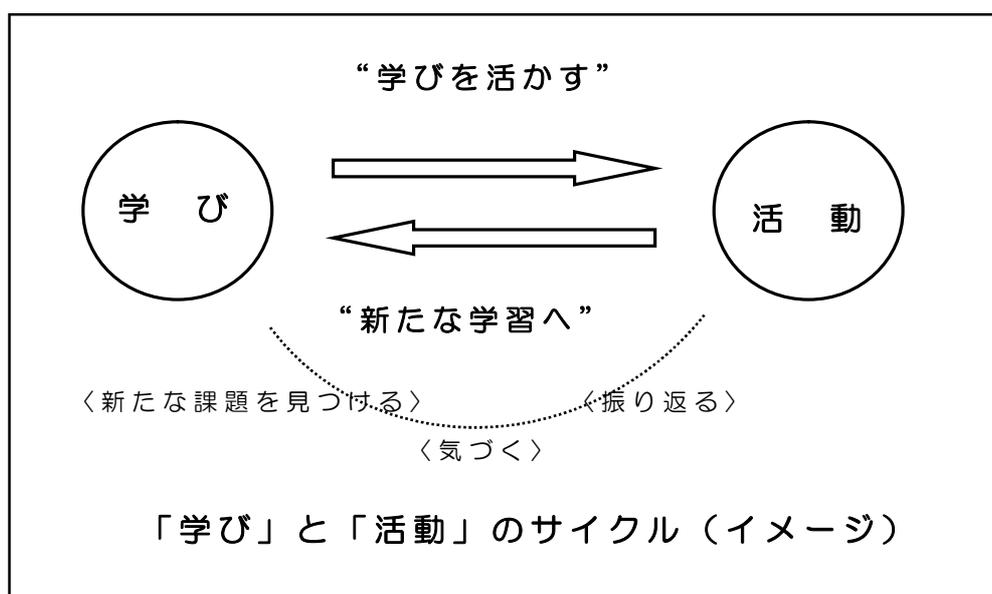
社会環境が著しく変化し、将来の予測が難しい今日の状況のなかで、市民が自らに適した手段・方法で、“社会を生き抜く力”を身につけ自己実現を図ることが必要です。また、学んだ知識・技

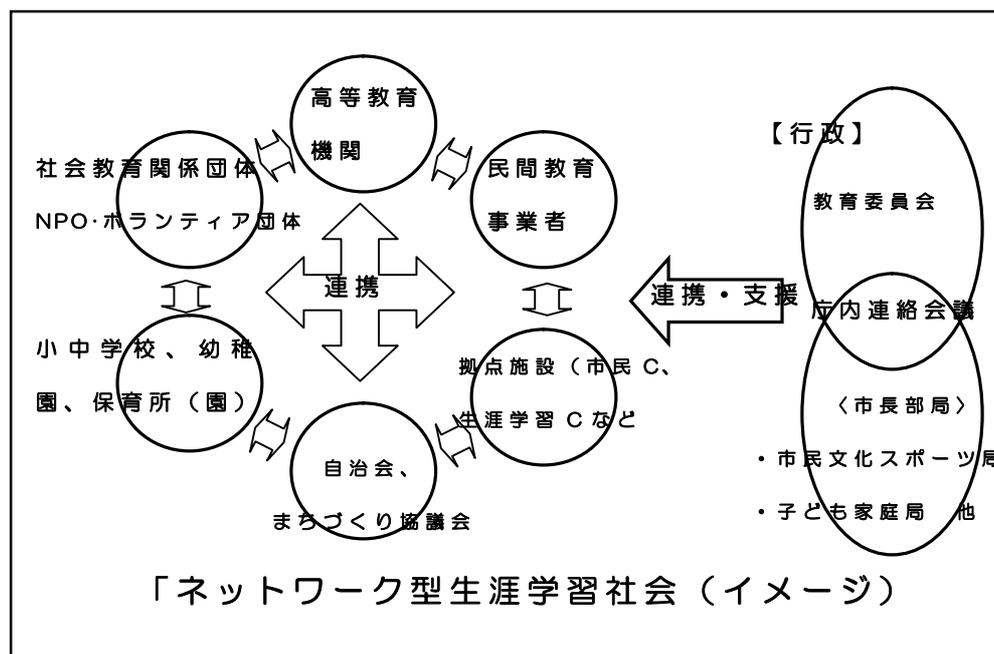
術等をまちづくりに活かしながら、再び課題に直面すればまた新たな学習に取り組むという「学び」と「活動」のサイクルが活かされる市民主体の循環型「生涯学習社会」づくりが求められます。

学習と活動を通して市民がさまざまな問題に対応していくためには、北九州市はもとより、地域社会の諸団体、企業などと協働していくことが大切であり、そこでは、市民一人ひとりが、直面するさまざまな課題を自らの意思と責任において、主体的に市民自治の観点から解決するという自立と協働のまちづくりが重要です。

このような社会づくりのためには、「市民が、自分自身はもとより地域社会の幸福のために、自分たちでものごとを決め、生きがいを見つけたり、社会的な課題に対しては市民相互、あるいは行政や企業などと協働して解決に当たる」ことができるよう環境を整え、市民の主体的な学習活動を支援し、人材を育成することが必要です。

北九州市は、「生涯学習推進計画（学びの環推進プラン）」を策定することにより、市民一人ひとりの自己実現や「まちづくり」につながる自主的・主体的な循環型の学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりをめざします。





2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「生涯学習推進計画」は、「元気発進！北九州」プラン（市の基本構想・基本計画）の部門別計画の1つに位置づけます。

また、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」、「北九州市スポーツ振興計画」、「北九州市文化振興計画」と並んで、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

(2) 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

ただし、計画期間中であっても、社会経済環境の変化、市民ニーズの変化、国・県の動きなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 計画の対象及び他の計画との関係

対象範囲は、主に教育委員会が所管する「社会教育」「家庭教育」分野としていますが、教育委員会以外の他部局でも人材育成や学習機会の提供に関する事務事業が実施されていることか

ら、これらの事務事業についても計画に盛り込みながら横断的な計画となるようにしました。

3 計画の推進

(1) 推進体制

社会教育、生涯学習関連分野に関する諸計画の立案や調査研究を行う付属機関である社会教育委員で構成する「社会教育委員会会議」において、毎年、計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに意見を聞きながら、計画的かつ効果的に推進を図ります。

(2) 推進の考え方

- 推進にあたっては、社会経済環境の変化、市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて見直しながら推進します。
- 毎年度実施している教育委員会事務点検・評価の中で、当該計画に掲げる事務事業についても評価を行い、改善に取り組みます。
- 計画の進行管理については、市長事務部局を含む事務事業を所管する関係部局が入った社会教育委員会会議の事務局において、連携をとり、全体調整を行いながら計画的に実施していきます。